

子ども・子育て支援新制度に関する基準の概要について

1 制度に伴う審議事項と時期について

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行に向け、国が定める基準に沿って、保育事業や学童クラブの条例等を平成26年9月議会へ上程する。その条例の骨子になる基準について、あきる野市の方針を決めていく。

2 新たに条例等で定める事業

事業の概要は【類型図】資料2、教育、保育の運営基準条例等の概要は資料3、各基準の詳細は下表のとおりとなる。

事業名	事業概要	備考
①地域型保育事業の設備及び運営に関する基準(案)	家庭的保育事業(保育ママ)、小規模保育(利用定員6人～19人)、居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)、事業所内保育の職員、保育室等の施設及び運営に関する認可基準を定めるもの。	資料4
②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)	特定教育・保育施設(保育所、幼稚園、認定こども園)、特定地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育等)の選考等の利用開始に伴う基準や利用定員などの運営基準を定めるもの。	資料5
③教育・保育給付の支給に関する基準(支給認定基準)(案)	認定区分(標準、短時間利用等)や保育が必要な理由や認定区分等に関する基準を定めるもの。	資料6
④放課後児童健全育成事業の整備及び運営の基準に関する条例(仮称)(案)	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の職員や施設・設備や開所日数、時間等の基準を定めるもの。	資料7

3 国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」について

平成27年4月の新制度施行に伴い、上記①、②、④の事業については、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき事項」という基準を基に、市が地域の実情に応じ定めていくことになる。

	従うべき基準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準(変えられない) 条例内容は、法令に従わなければならない。	十分参照しなければならない基準 条例の策定にあたっては、法令を十分参照した上で判断しなければならない
異なるものを定める許容の程度	法令と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容
備考	基準の範囲内であることについて説明責任 ⇒基準の範囲を超えることは違法 「定めるべき基準」「遵守すべき規準」「適合すべき基準」も同じ	参酌する行為を行ったかどうかについて説明責任(行為範囲) ⇒参酌する行為を行わなかった場合は違法 「参酌すべき基準」「勘酌すべき基準」「勘案すべき基準」「考慮すべき基準」も同じ

4 今後のスケジュール

- 6月 議会に各基準の骨子(案)を説明
- 7月 パブリックコメント
- 9月 条例等の制定
- 10月 新基準による受付